

報告第21号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

専決処分書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 町道芽室御影線上芽室橋災害復旧工事（H28繰越）
- 2 契 約 金 額 変更前 256,521,600円
変更後 254,070,000円
- 3 契約の相手方 北土開発・檜崎共同企業体
代表者 芽室町東6条10丁目1番1
株式会社北土開発
代表取締役 山田 朝常
構成員 室蘭市崎守町385番地
株式会社檜崎製作所
代表取締役社長 小櫻 義隆
- 4 工 期 自 平成29年 3月30日
至 平成30年 3月20日
- 5 工 事 概 要 鋼桁橋上部工 L=70.70m W=6.00m
鋼桁橋下部工 逆T式橋台1基、壁式橋脚2基
旧橋解体工 一式、仮設工 一式
PCB含有塗膜除去工 一式
- 6 変 更 内 容 PCB含有塗膜廃棄物処理量確定に伴う減額変更
平成30年 2月 8日 専決処分

説 明

町道芽室御影線上芽室橋災害復旧工事（H28繰越）について、契約変更設計書の内容に一部変更が生じたことから、工事請負契約書第19条の規定により請負契約額について変更契約を締結したものであります。